



静岡労働局発表
令和3年8月6日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 松下 晴美
賃金指導官 工藤 宏
(電話) 054 - 254 - 6315

静岡県最低賃金の28円引上げを答申

静岡地方最低賃金審議会(会長 ^{はた たかし} 畑 隆)は、静岡労働局長(^{いしまる てつはる}石丸 哲治)に対し、静岡県最低賃金を28円引き上げて、時間額913円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

1 本年7月2日、静岡労働局長から静岡地方最低賃金審議会に対し諮問を行った静岡県最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、同審議会は審議の結果、8月6日、現行の最低賃金の時間額885円を28円引き上げ(引上げ率3.16%)て、913円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発効の日は、令和3年10月2日の予定です。

2 この「28円」の引上げ額は、中央最低賃金審議会の「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示された目安どおりの金額です。

3 静岡労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の静岡県最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。



畑会長(右)から答申文を受け取る石丸労働局長(左)

1 最低賃金について

(1) 適用

静岡県最低賃金は、静岡県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去5年間の改正状況

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
対前年引上げ額	24円	25円	26円	27円	0円
対前年引上げ率	3.07%	3.10%	3.13%	3.15%	0%
最賃額	807円	832円	858円	885円	885円

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

4 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上のための支援を実施しています。

業務改善助成金（別添1リーフレット参照）

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。

業務改善助成金に対する問い合わせは、静岡労働局雇用環境・均等室（電話；054-252-5310）にお尋ねください。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（別添2リーフレット参照）

有期契約労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成するもの。

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース）

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成するもの。

前記、に対する問い合わせは、静岡労働局ハローワーク助成金事務センター又は最寄りのハローワークにお尋ねください。

「静岡働き方改革推進支援センター」（別添3リーフレット参照）

静岡労働局委託事業として、令和3年4月より「静岡働き方改革推進支援センター」（電話；0880-2005451）を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。